

損害保険研究費助成制度 募集要項（自薦用）

1. 目的 財団法人損害保険事業総合研究所は、損害保険および関連分野の学問的研究を振興し、ひいては損害保険および関連分野の事業の健全な発達を目指して、この分野の研究に従事する若手研究者へ研究のために必要な費用（ただし生活費を除く）を助成します。
2. 助成対象者 大学院と学部において、損害保険および関連分野の研究に従事する准教授、専任講師および助教とします。
ただし、
（1） 准教授は、原則として就任後3年未満であることを条件とします。
（2） 助成期間中に研究活動から離れた場合は、原則として以後助成しません。
（3） 過去に助成した方には、この制度では再助成いたしません。
3. 受給者の選定 候補者の中から、学識経験者と当研究所専務理事で構成する選考委員会で審査し、決定します。
今年度の選考委員は、山下友信先生、家森信善先生および損保総研専務理事濱筆治であります。
4. 助成金額 1名あたり年額50万円とします。
5. 助成期間 原則として、3年間継続して助成します。
6. 受給者数 新規および継続受給者合計で年間10名以内とします。
7. 資金使途 受給者は、助成金を損害保険および関連分野の研究のために必要な費用（ただし生活費を除く）に充てるものとします。
8. 報告 （1） 受給者には、受給開始の翌年度より3年間に亘り毎年、
①助成金の使途明細、および
②研究活動の進捗状況
等を所定の書式で当研究所宛報告いただきます。
当研究所は、この報告内容を精査して助成を継続すべきか否かを決定します（受給2年目および3年目について）。
（2） 受給者は、助成期間中にその研究成果を1回以上、当研究所の機関誌「損害保険研究」へ投稿していただきます。

9. 他 の 支 援 当研究所は、上記の助成金に加えて、当研究所が主催する講座・講演会の聴講（無料）などの機会を設けて、研究活動を支援します。
10. 申 請 手 続 き 10月20日(火)までに、次の書類を当研究所へご送付ください。
① 候補者経歴書
② 研究に関する説明書
（上記書類は当研究所のHPにも掲載されますので、必要に応じてご利用ください。）
選考委員会で審査の上、10月末～11月初旬に助成の可否をご連絡いたします。
11. 注 意 事 項 **受給者については、その氏名、所属（大学、大学院の学部、学科等）を当研究所ウェブサイトで公表いたしますので、予めご了承下さい。**
また、11月に助成金授与の会合を当研究所で開催しますので、受給者は、ご出席願います（交通費は、当方で負担します。日程等は、別途ご連絡します）。

以上